

第2編

第4章

環境美化・ねずみ等の防除

杉並区の環境の現状と取り組み

～第4章～ 環境美化・ねずみ等の防除

1 環境美化の推進

1 現状

平成10年3月に「清潔で美しい杉並区をみんなで作る条例」を制定し、区内の環境美化について様々な形で周知・啓発に努めてきましたが、たばこの吸い殻や空き缶などの投げ捨てが目に見えて減少するまでには至りませんでした。そこで、平成15年3月に同条例を全面改正し、「杉並区生活安全及び環境美化に関する条例」を制定しました。新条例では、生活環境を著しく害する行為に対して、罰則の規定を置き、実効性の担保を図っています。

2 取組み

平成12年度からは毎年、区内の個人、グループ、事業者の方々の参加を得て、「杉並・わがまちクリーン大作戦」と銘打って、区内全域で清掃活動を実施しています。参加団体は毎年増加しており、取組みの定着化と環境美化に対する区民意識の高さが感じられます。

また、管理状況の不適切なあき地等については、所有者等に対し改善指導を行うとともに、所有者自身が除草を行う場合には、動力草刈機の貸し出しも行っています。

3 路上禁煙地区の指定

「杉並区生活安全及び環境美化に関する条例」では、路上での歩きたばこやポイ捨てなどの行為に対し改善の実効性を高めるため、「路上禁煙地区」を指定し、罰則の適用ができるようになっていきます。

「路上禁煙地区」は、混雑して歩きたばこが極めて危険だったり、たばこの吸い殻が多いなど著しく改善の必要がある地域について、地域の皆さんと協議の上指定しています。

現在、JR高円寺駅、阿佐ヶ谷駅、荻窪駅（いずれも平成15年10月指定）、JR西荻窪駅（平成16年2月指定）、西武新宿線井草駅、京王井の頭線高井戸駅（いずれも平成17年2月指定）の6駅周辺地区を路上禁煙地区に指定しました。路上禁煙地区では、路面標示やステッカーなどで注意を呼びかけるとともに、定期的にパトロールを実施し、喫煙やポイ捨てをする方に対して注意・指導を行っています。また、駅頭での啓発グッズの配布等により条例の周知にも努めています。

これらの活動により、新しい条例の施行前と比較すると、歩きたばこをしている人の数、ポイ捨てされた吸い殻の数とも、7割～9割減少しており、一定の成果が見られます。このため、罰則の適用については、現在のところ保留している状況です。今後は、路上禁煙地区での削減効果が、区内全域に広がっていくよう努めていきます。

2 ねずみ等の防除

1 現状

病原菌を媒介するおそれのあるねずみの駆除方法やスズメバチ、蚊など虫への対処方法の相談に応じています。

特にねずみの駆除については、年間 1000 件近い相談が寄せられるようになりました。これは、ねずみが住宅街にも現れるようになったもので、他の区でも同様の現象が見られるようです。

また、カラスが人の身近な場所で営巣するようになったため、春の繁殖時期にたまごやひなをまもろうとする親カラスが通行人等を威嚇するという相談が多く寄せられるようになっていきます。

2 取組み

ねずみの駆除については、駆除方法を助言するとともに殺そ剤の無料配布や捕獲器の貸し出しを行っています。人に危害を及ぼすおそれのある場所のスズメバチの巣は、営巣場所の管理者の要望に基づき撤去します。

また、カラスの巣は、本来営巣している場所の管理者が撤去するのが原則ですが、繁殖時期で通行人等を威嚇している場所については、人への威嚇行動を至急やめさせる必要があるので緊急避難的措置として巣を除去しその中の卵やひなを捕獲します。

3 浸水被害家屋に対する消毒

1 現状

最近、突然の集中豪雨により、下水の逆流や河川の溢水などが生じる都市型水害が増えています。これは、ヒートアイランド現象など地球の温暖化による気象の変化が原因の一つと考えられていますが、これまでの予想をはるかに超える集中的な降雨量を記録することが多くなりました。

大雨により浸水被害を受けた地域の家屋等に対しては消毒を実施しています。

2 取組み

下水の逆流などの被害を受けた浸水地域では衛生状態が悪化し、大腸菌等の細菌による感染症発生のおそれがあります。

このため、消毒の希望があれば家屋等の周囲にクレゾール石鹼液を散布し消毒を行います。また、室内消毒用の薬剤の配付も行っています。